

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和3年度活動結果概要

令和3年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 法令違反に関する通報等の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

令和3年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が222件あり、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- 法令違反に関する疑義・・・・・・・・・・46件
- 不払い相談・・・・・・・・・・25件
- 社会保険加入に関する相談・・・・・・・・15件
- 契約関係・・・・・・・・・・21件
- 建設業法に関するその他相談・・115件

2. 建設業者への立入検査等

(1) 立入検査

令和3年度は、大臣許可業者14業者に立入検査を実施しました。

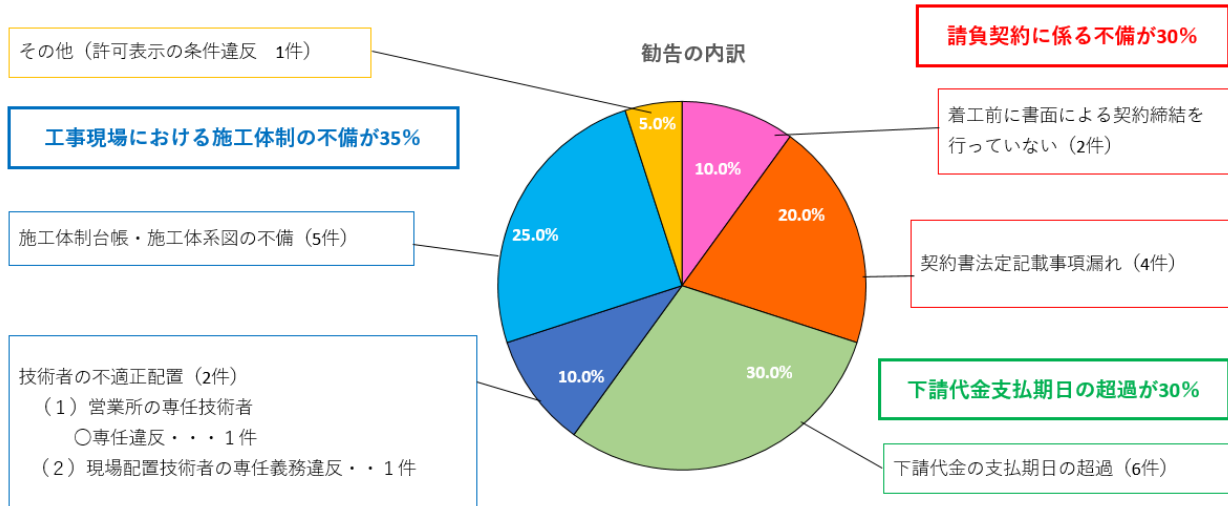
【主な内訳】

- フォローアップを目的とした立入検査・・・・・・・・・・3業者
- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査等・・・・・・・・6業者
- 新たに許可を受けた建設業者・・・・・・・・・・6業者

※1業者に対し、複数の事由により立入検査を行う場合があるため、立入検査業者数と上記内訳の合計は一致しない。

立入検査の結果、建設業法における義務規定違反が1件以上あった11業者に対し改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。

勧告において改善を求めた事項の総数は20件であり、このうち請負契約に係る不備が6件(30%)、下請代金の支払期日の超過が6件(30%)、工事現場における施工体制の不備が7件(35%)を占めていました。



※1業者に対し複数の勧告を行うことがあるため、「勧告業者数」と勧告において改善を求めた事項の合計は一致しない。

引き続き、あらゆる機会を捉えて、上記違反項目を含めた、建設業法令遵守にあたっての各種義務規定について、啓発を行っていく所存です。

(2) 報告徴取

令和3年度は、大臣許可業者 **59業者** に報告徴取を実施しました。

①標準見積書の活用実態に関する報告徴取

契約内容となるべき重要事項（法定福利費含む）を明示した、専門工事業団体等が作成した標準見積書について、その活用実態を **50業者** に対して報告徴取しました。

活用実態は元請で約25%、下請で約46%にとどまりました。この実態を踏まえ、今後とも、活用を啓発していきます。

②建設工事における工期等の実態に関する報告徴取

前工程の影響を受け、厳しい工期を強いられる下請業種について、その実態を **9業者** に報告徴取しました。

その結果、建設業法において禁止されている著しく短い工期と判断される事例は発見されませんでした。業務繁忙により週休二日が確保できない時期があること、建設業従事者は休日よりも賃金を重視する傾向が見られました。引き続き、適正工期について啓発を行うとともに、発注時期の平準化・賃金上昇といった、関連性の高い施策についても並行して推進・啓発していきます。

3. 適正な請負代金での契約締結の状況に係るモニタリング調査

請負代金や工期などの契約締結の状況についてモニタリング調査として、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、ヒアリングを実施しました。

このヒアリングを通じて、元請業者に対して、一方的な値引き・原価割れ・不当に安い労務費等の不適切な取引を行うことがないように要請するとともに、昨今の資機材価格高騰を踏まえ、適切な価格転嫁に向けた発注者との協議、元下間の協議についても要請しました。

4. 「建設業取引適正化推進期間（10～12月）の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進期間』（10～12月）には、各県知事許可部局と連携のうえ、**4業者**（大臣許可業者1業者、各県知事許可業者3業者）に対して合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と各県の共催により、改正建設業法の内容を中心とした「建設業法に関する講習会」を**8回**開催し、建設業関係者を中心に延べ**377名**に参加いただきました。なお、講習会に参加できなかった方が聴講できるよう講習会の動画をホームページに載せました。